

## 幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染者等になった場合について

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のような状況になったら、必ず学校・幼稚園に連絡をしてください。

状 況	該当者		登校園	登校園について (登校園できない場合は出席停止となります)
	本人	同居家族		
①感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登校園可能(治療)となるまでの間、登校園できません。
②発熱等の風邪の症状がみられる場合	◆	◆	×	症状がなくなるまで登校園できません。
③発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
④濃厚接触者になって検査をする場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間、登校園できません。
		◆	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。同居者の検査結果が陰性であっても、当該同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは登校園できません。
⑤市立学校園で感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、念のために検査をする場合	◆		×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		◆	○	登校園できます。 例：市立中学校に通っている兄の学級の生徒が感染し、同じ学級の生徒全員が念のために検査をすることになっても、同じ中学校に通っている弟や小学校に通っている妹は登校できます。
⑥けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登校園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。

※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。

※これ以外の場合は、学校園にお問い合わせください。

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園できない場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校・幼稚園にご相談ください。